

山口市が発注する建設工事の入札に係る
積算疑義申立て手続に関する取扱（試行）要領

（趣旨）

第1条 この要領は、山口市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る競争入札の透明性及び公平性を確保するため、入札に参加した者が、工事積算内訳書に係る積算内容の確認及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第1条の2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）最低制限価格 山口市建設工事最低制限価格制度実施要領第3条に規定する最低制限価格をいう。
- （2）調査基準価格 山口市低入札価格調査実施要領第3条に規定する調査基準価格をいう。
- （3）入札参加者 次条の規定による対象入札に参加した者（無効となる入札をした者、入札辞退をした者及び失格となった者を除く。）

（疑義申立ての対象）

第2条 工事積算内訳書に係る積算内容の疑義申立ては、工事に係る入札（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）のうち、設計金額が250万円を超えるものを対象とし、入札前に公表された設計図書等に含まれる工事積算内訳書について、金額入り工事積算内訳書（金額及び数量が記載された工事積算内訳書をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）とする。

（入札公告等への明示）

第3条 前条の規定による対象入札については、入札公告（指名競争入札にあつては、指名通知の添付書類等）に、積算疑義申立て対象工事であること、落札候補者が必ずしも落札者とはならず、落札決定を保留し、積算疑義確認の後に落札者を決定する旨を明示するものとする。

（入札の執行）

第4条 第2条の規定による対象工事について、入札執行者は「積算疑義申立て対象工事であるため、落札決定を保留する」旨を入札参加者に伝え、入札を終了するものとする。ただし、次に掲げる入札においては、積算疑義申立ての対象としないことができる。

- （1）入札参加者の全てが同額で入札をした場合であつて、その額が最低制限価格又は調

査基準価格以上である入札

(2) 入札参加者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は調査基準価格以上である入札

2 入札執行者は入札終了後、入札結果（様式第1号）により速やかに入札結果を公表するものとする。

（積算疑義申立ての方法）

第5条 入札参加者は、積算疑義があるときは、開札日（会場入札にあつては、入札日）から起算して3日目の午後3時までに積算疑義申立て書（様式第2号）を工事発注課長に提出しなければならない。この場合における提出方法は、持参又は電子メールとし、電子メールによる場合は、事前に工事発注課に電話連絡をするものとする。

2 工事積算内訳書については、「山口市建設工事積算内訳書事後公表要綱」によりインターネットを利用して閲覧に供するものとする。

3 第1項及び第8条に規定する期日及び期間は、山口市の休日に関する条例（平成17年山口市条例第9号）に規定する休日を除いて定めるものとする。

（積算内容の確認）

第6条 工事発注課長は、積算疑義申立て書の提出があつたときは、直ちに積算内容を確認しなければならない。

（積算疑義の申立てとして取り扱わないもの）

第7条 前条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとする。

(1) 入札参加者以外の者から提出されたもの

(2) 積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できないもの

(3) 積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの

(4) 入札前に公表された設計図書等により確認できるもの

(5) 積算疑義申立て期間終了後に提出されたもの

(6) 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるもの

(7) その他当該入札に関係ないもの

（確認結果の公表）

第8条 工事発注課長は、積算疑義の申立てがあつたときは、積算疑義申立て期間の末日から起算して3日以内に積算疑義申立て事項確認等の結果（様式第3号）により、インターネットを利用して公表するものとする。

（確認結果等の報告）

第9条 工事発注課長は、積算疑義の申立てがあつたときは、積算内容の誤りの有無にかかわらず、第6条に定める積算内容の確認の終了後、速やかに契約監理課長に当該申立

てに対する確認結果を報告するものとする。ただし、積算内容に誤りがあるときは、直ちに政策管理室長及び契約監理課長に確認結果を報告するものとする。

- 2 工事発注課長は、前項の報告に当たっては、積算疑義申立て書、積算疑義申立て事項確認等の結果、工事積算内訳書及びその他参考資料を提出するものとする。

(疑義申立てへの対応)

第10条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いは、第6条の積算内容の確認結果に基づき次の各号のとおりとする。

- (1) 積算内容に誤りがないときは、当該入札事務を続行する。
- (2) 積算内容に誤りがあるときは、設計金額並びに最低制限価格又は調査基準価格、山口市低入札価格調査実施要領第4条に規定する判断基準額及び同要領第10条に規定する数値的判断基準を修正し、落札候補者の変更又は落札者の決定等の入札事務を続行する。また、既に公表済みの入札結果及び工事積算内訳書は、速やかに修正し、インターネットを利用して再度公表する。
- (3) 積算内容に誤りがあり、入札の適正な執行及び当該工事の施工に当たり著しい支障が生じると認められるときは、当該入札を中止する。
- (4) 工事発注課長は、入札を中止するときは、積算疑義申立て事項確認等の結果に入札を中止すること及びその理由を記載する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の前日までに入札公告又は指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

入 札 結 果

工事名	
予定価格 (入札書比較価格)	円 (円)
※ 1 最低入札額	円
調査基準価格	円
※ 1 調査基準価格以上の 最低入札額	円
積算疑義申立て期間	年 月 日 () から 年 月 日 () 午後 3 時まで
積算疑義申立て書 受付窓口	課

【注意事項】

※ 1 最低入札額とは、予定価格の制限の範囲内で有効な入札額のうち、最も低い価格のものをいう。

(ただし、低入札価格調査対象案件で判断基準額を設定している場合、又は最低制限価格制度対象案件で最低制限価格を設定している場合においては、これらを下回るものを除く。)

※積算疑義申立て期間終了後において、設計図書の積算内容に係る疑義については、これを受け付けないものとする。

※低入札価格調査制度に該当する場合は、積算疑義申立て期間終了後、調査等を行う。

※入札経過表については、落札者決定後、インターネットを利用して公表する。

年 月 日

（宛先）工事発注課長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

積算疑義申立て書

次の工事の入札に係る積算に疑義があるので、積算内容の確認を求めます。

開 札 日	
工 事 名	
疑義内容	

- ※ 金額入り工事積算内訳書を確認しないと判明しない事項に限ります。
- ※ 積算疑義申立て期間は、開札日（会場入札にあっては、入札日）から起算して 3 日目の午後 3 時までとし、これを過ぎた疑義申立ては受け付けません。
- ※ 電子メールで提出する場合は、事前に電話連絡をしてください。
- ※ 疑義内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。
- ※ 単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できるものは、積算疑義の申立てとして取り扱いません。
- ※ 積算疑義申立て書の内容（疑義申立て者、疑義内容）及びそれに対する確認結果は、インターネットを利用して公表します。

積算疑義申立て事項確認等の結果

年 月 日

開 札 日	
工 事 名	
工事発注課	
疑義申立て者	
疑義内容 (要約)	
確認結果又は確認 を行わなかった 理由	
入札の執行に 関する事項	